

新旧対照表

新	旧
岡 三 の 証 券 総 合 取 引 約 款 第 4 章 有価証券の保護預り取引 第 3 条 保護預り証券の保管方法及び保管場所 当社は、保護預り証券について金商法第 4 3 条の 2 に定める分別管理に関する規定に従って次の①から④のとおりお預りします。 ① (現行どおり) ② 金融商品取引所又は決済会社の振替決済に係る保護預り証券については、決済会社で<u>混合</u>して保管します。 ③ 保護預り証券のうち上記②に掲げる場合を除き、債券又は投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り、他のお客様の同銘柄の証券と<u>混合</u>して保管することがあります。 ④ (現行どおり) 第 4 条 混合保管等に関する同意事項 第 3 条の規定により <u>混合</u> して保管する証券については、次の①及び②の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。 ① (現行どおり) ② (現行どおり) 第 5 条 混合保管中の債券の抽選償還が行われた場合の取扱い <u>混合</u> して保管している債券が抽選償還に当選した場合における被償還者の選定及び償還額の決定等については、当社が定める社内規程により公正かつ厳正に行います。 第 8 条 お客様への連絡事項 (1) 当社は、保護預り証券について、次の①から③の事項をお客様にお知らせします。 ① (現行どおり) ② <u>混合</u> 保管中の債券について、第 5 条の規定に基づき決定された償還額 ③ (現行どおり) 第 10 条 償還金等の代理受領 保護預り証券の償還金 (<u>混合</u> 保管中の債券について第 5 条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。) 又は利金 (分配金を含みます。以下同じ。) の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。 第 1 5 章 雑 則 第 1 条 契約の解除 (1) 第 1 章第 2 条 (1) の契約は、次の①から⑨の場合に解約されます。 ①～⑧ (現行どおり) (削 除) ⑨ やむを得ない事由により、当社が解約を申出た場合 (2) (現行どおり) (3) (現行どおり) (4) 第 1 章第 2 条 (1) ⑦又は⑧の契約は、次の①から③の場合に解約されます。 ①～③ (現行どおり) (削 除) (5) (現行どおり) (6) (現行どおり)	岡 三 の 証 券 総 合 取 引 約 款 第 4 章 有価証券の保護預り取引 第 3 条 保護預り証券の保管方法及び保管場所 当社は、保護預り証券について金商法第 4 3 条の 2 に定める分別管理に関する規定に従って次の①から④のとおりお預りします。 ① (省 略) ② 金融商品取引所又は決済会社の振替決済に係る保護預り証券については、決済会社で<u>混蔵</u>して保管します。 ③ 保護預り証券のうち上記②に掲げる場合を除き、債券又は投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り、他のお客様の同銘柄の証券と<u>混蔵</u>して保管することがあります。 ④ (省 略) 第 4 条 混蔵保管等に関する同意事項 第 3 条の規定により <u>混蔵</u> して保管する証券については、次の①及び②の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。 ① (省 略) ② (省 略) 第 5 条 混蔵保管中の債券の抽選償還が行われた場合の取扱い <u>混蔵</u> して保管している債券が抽選償還に当選した場合における被償還者の選定及び償還額の決定等については、当社が定める社内規程により公正かつ厳正に行います。 第 8 条 お客様への連絡事項 (1) 当社は、保護預り証券について、次の①から③の事項をお客様にお知らせします。 ① (省 略) ② <u>混蔵</u> 保管中の債券について、第 5 条の規定に基づき決定された償還額 ③ (省 略) 第 10 条 償還金等の代理受領 保護預り証券の償還金 (<u>混蔵</u> 保管中の債券について第 5 条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。) 又は利金 (分配金を含みます。以下同じ。) の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。 第 1 5 章 雑 則 第 1 条 契約の解除 (1) 第 1 章第 2 条 (1) の契約は、次の①から⑩の場合に解約されます。 ①～⑧ (省 略) <u>⑨ 本章第 6 条に定めるこの約款の変更にお客様が同意しない場合</u> <u>⑩ やむを得ない事由により、当社が解約を申出た場合</u> (2) (省 略) (3) (省 略) (4) 第 1 章第 2 条 (1) ⑦又は⑧の契約は、次の①から④の場合に解約されます。 ①～③ (省 略) <u>④ 本章第 5 条に定めるこの約款の変更にお客様が同意しない場合</u> (5) (省 略) (6) (省 略)

新	旧
第6条 この約款の変更 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</u> 2020年4月1日改正	第6条 この約款の変更 この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。また、上記にかかわらずその内容が軽微である場合には当社ホームページ等への掲載、又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告に代える場合があります。この場合、所定の期日までに異議のお申し立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。</u> 2019年6月15日改正
外国証券取引口座約款	外国証券取引口座約款
第2章 外国証券の国内委託取引	第2章 外国証券の国内委託取引
外国証券の混合寄託等 第4条 申込者が当社に寄託する外国証券（外国株式等及び外国新株予約権を除く。以下「寄託証券」という。）は、<u>混合寄託契約により寄託するもの</u>とします。当社が備える申込者の口座に当該申込者が有する数量が記録又は記載される外国株式等及び外国新株予約権（以下「振替証券」という。）については、当社は諸法令並びに決済会社の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に基づき、申込者の有する権利の性質に基づき適切に管理するものとします。 2. 寄託証券は、当社の名義で決済会社に<u>混合寄託するもの</u>とし、寄託証券が記名式の場合は、決済会社が当該寄託証券の名義を決済会社の指定する名義に書き換えます。振替証券は、次項に規定する現地保管機関における当社に係る口座に記載又は記録された当該振替証券の数量を、当該現地保管機関における決済会社の口座に振り替え、当該数量を記載又は記録するものとします。 3. 前項により<u>混合寄託</u>される寄託証券又は決済会社の口座に振り替えられる振替証券（以下「寄託証券等」という。）は、当該寄託証券等の発行者が所在する国等又は決済会社が適当と認める国等にある保管機関（以下「現地保管機関」という。）において、現地保管機関が所在する国等の諸法令及び慣行並びに現地保管機関の諸規則等に従って保管又は管理します。 4. （ 現行どおり ） 寄託証券に係る共有権等 第4条の2 当社に外国証券を寄託した申込者は、当該外国証券及び他の申込者が当社に寄託した同一銘柄の外国証券並びに当社が決済会社に寄託し決済会社に<u>混合保管</u>されている同一銘柄の外国証券につき、共有権を取得します。現地保管機関における当社に係る口座に外国株式等を記載又は記録された申込者は、外国証券取引口座約款当該現地保管機関における決済会社の口座に記載又は記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で当該申込者に与えられることとなる権利を取得します。	外国証券の混蔵寄託等 第4条 申込者が当社に寄託する外国証券（外国株式等及び外国新株予約権を除く。以下「寄託証券」という。）は、<u>混蔵寄託契約により寄託するもの</u>とします。当社が備える申込者の口座に当該申込者が有する数量が記録又は記載される外国株式等及び外国新株予約権（以下「振替証券」という。）については、当社は諸法令並びに決済会社の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に基づき、申込者の有する権利の性質に基づき適切に管理するものとします。 2. 寄託証券は、当社の名義で決済会社に<u>混蔵寄託するもの</u>とし、寄託証券が記名式の場合は、決済会社が当該寄託証券の名義を決済会社の指定する名義に書き換えます。振替証券は、次項に規定する現地保管機関における当社に係る口座に記載又は記録された当該振替証券の数量を、当該現地保管機関における決済会社の口座に振り替え、当該数量を記載又は記録するものとします。 3. 前項により<u>混蔵寄託</u>される寄託証券又は決済会社の口座に振り替えられる振替証券（以下「寄託証券等」という。）は、当該寄託証券等の発行者が所在する国等又は決済会社が適当と認める国等にある保管機関（以下「現地保管機関」という。）において、現地保管機関が所在する国等の諸法令及び慣行並びに現地保管機関の諸規則等に従って保管又は管理します。 4. （ 省 略 ） 寄託証券に係る共有権等 第4条の2 当社に外国証券を寄託した申込者は、当該外国証券及び他の申込者が当社に寄託した同一銘柄の外国証券並びに当社が決済会社に寄託し決済会社に<u>混蔵保管</u>されている同一銘柄の外国証券につき、共有権を取得します。現地保管機関における当社に係る口座に外国株式等を記載又は記録された申込者は、外国証券取引口座約款当該現地保管機関における決済会社の口座に記載又は記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で当該申込者に与えられることとなる権利を取得します。
第4章 雑 則	第4章 雑 則
契約の解除 第29条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。 （1） （ 現行どおり ） （2） （ 現行どおり ） （ 削 除 ） （3）～（7） （ 現行どおり ）	契約の解除 第29条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。 （1） （ 省 略 ） （2） （ 省 略 ） （3）<u>第33条に定めるこの約款の変更</u>に申込者が同意しないとき （4）～（8） （ 省 略 ）

新	旧
約款の変更 第 33 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</u> 2 0 2 0 年 4 月 1 日 改正 特 定 口 座 に 係 る 上 場 株 式 等 保 管 委 託 及 び 上 場 株 式 等 信 用 取 引 約 款 約款の変更 第16条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</u> 特 定 口 座 に 係 る 上 場 株 式 配 当 等 受 領 委 任 に 関 す る 約 款 約款の変更 第 8 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法による周知します。</u> 特 定 管 理 口 座 約 款 約款の変更 第 9 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法による周知します。</u> 「らくらくネット情報便」取扱約款 第 1 4 条 約款の変更 この約款は、法令の変更・監督官庁の指示又は当社が必要と認めたときに、<u>民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</u> 岡三のオンライントレード約款 本サービスのご利用 第 3 条 お客様は当社所定の<u>方法にてお申込みいただき、当社が承諾した場合に本サービスをご利用いただけます。</u>	約款の変更 第 33 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>なお、改定の内容が、申込者の従来の権利を制限する若しくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。また、上記にかかわらずその内容が軽微である場合には当社ホームページ等への掲載、又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告に代える場合があります。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときは、その変更に同意したものとします。</u> 2 0 1 9 年 7 月 1 6 日 改正 特 定 口 座 に 係 る 上 場 株 式 等 保 管 委 託 及 び 上 場 株 式 等 信 用 取 引 約 款 約款の変更 第16条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更に同意したものとします。</u> 特 定 口 座 に 係 る 上 場 株 式 配 当 等 受 領 委 任 に 関 す る 約 款 約款の変更 第 8 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更に同意したものとします。</u> 特 定 管 理 口 座 約 款 約款の変更 第 9 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更に同意したものとします。</u> 「らくらくネット情報便」取扱約款 第 1 4 条 約款の変更 この約款は、法令の変更・監督官庁の指示又は当社が必要と認めた場合は、<u>お客様に通知することなく変更することがあります。</u> 岡三のオンライントレード約款 本サービスのご利用 第 3 条 お客様は当社所定の<u>申込書に申込本人が自筆ですべての必要事項を記入し、捺印のうえ申込み、当社が承諾した場合に本サービスをご利用いただけます。</u>

新	旧
2 (現行どおり) (1) (現行どおり) (2) 岡三カード(以下「カード」といいます。) <u>をお申込みのうえ、受領いただくこと。</u> (3) ～ (6) (現行どおり) 本サービスの解約 第18条 次に掲げるいずれかに該当する場合は、速やかに本契約は解約されるものいたします。 (1) お客様が当社所定の届出方法により、本サービスの解約、または証券総合取引の解約を申し出られた場合 (2) ～ (4) (現行どおり) (削 除) (5) (現行どおり) (6) (現行どおり) (7) (現行どおり) 届出事項の変更 第19条 本サービスのご利用に係る申込内容に変更が生じた場合は、当社所定の方法にて、お取扱店等へ速やかにお届けいただくものとします。なお、お届出がない場合には、予めお客様に通知することなく、契約を解除させていただく場合があります。 約款の変更 第23条 本約款は、法令の変更・監督官庁の指示又は当社が必要と認めたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</u> 2 (削 除) 附則 1 ～ 4 (現行どおり) 5 <u>本改正約款は、2020 年 3 月 12 日より適用されます。</u> 以 上 (2 0 2 0 年 3 月)	2 (省 略) (1) (省 略) (2) 岡三カード(以下「カード」といいます。) <u>のお申込みがあること。</u> (3) ～ (6) (省 略) 本サービスの解約 第18条 次に掲げるいずれかに該当する場合は、速やかに本契約は解約されるものいたします。 (1) お客様が当社所定の届出書に必要事項を記載のうえ、本サービスの解約、または証券総合取引の解約を申し出られた場合 (2) ～ (4) (省 略) (5) <u>お客様が本約款の変更に同意されない場合</u> (6) (省 略) (7) (省 略) (8) (省 略) 届出事項の変更 第19条 本サービスのご利用に係る申込書等の記載事項に変更が生じた場合は、当社所定の書面等にて、お取扱店等へ速やかにお届けいただくものとします。なお、お届出がない場合には、予めお客様に通知することなく、契約を解除させていただく場合があります。 約款の変更 第23条 本約款は、法令の変更、監督官庁の指示または当社が必要と認めた場合に、<u>予めお客様に通知することなく変更される場合があります。</u> 2 <u>前項の規定により本約款が変更された場合、当社は速やかに当社ホームページへ掲示する等の方法により、お客様に通知します。</u> 附則 1 ～ 4 (省 略) (新 設) 以 上 (平成28年4月)